90172

〔別　紙〕

様式１

事　業　報　告　書

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）

１　医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人一颯会

①　□ 財団　　■ 社団（ ■ 出資持分なし　□ 出資持分あり ）

②　□ 社会医療法人　　□ 特定医療法人　　□ 出資額限度法人

■ その他

③　■ 基金制度採用　　□ 基金制度不採用

注）①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）

(2) 事務所の所在地　　山口県下関市秋根北町8-17

(3) 設立認可年月日　　平成30年４月２日

(4) 設立登記年月日　　平成30年４月２日

(5) 役員及び評議員

	氏　　名	備　　考
理事長	後田　一帆	
理　　事	後田　英孝	
同	後田　恵子	
同	後田　真結香	
同	後田　和貴子	
監　　事	尾崎　智彦	

２　事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	よつば歯科クリニック	0133440　/ 1353	山口県下関市秋根北町8-17	0床

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和６年５月22日　　令和５年度決算の決定

令和７年３月31日　　令和７年度の事業計画の決定

様式２

法人名　医療法人　一颯会
所在地　下関市秋根北町8-17

※医療法人整理番号	9	0	1	7	2

財　産　目　録

（令和　7年　3月　31日現在）

１．資　産　額　986,842 千円
２．負　債　額　463,486 千円
３．純　資　産　額　523,355 千円

（内　訳）　（単位：千円）

区　分		金　額
A　流動資産		532,316
B　固定資産		454,525
C　資産合計	（A＋B）	986,842
D　負債合計		463,486
E　純資産	（C－D）	523,355

（注）財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。
土　地　（□ 法人所有　□ 賃借　■ 部分的に法人所有（部分的に賃借））
建　物　（□ 法人所有　□ 賃借　■ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

様式３－２

法人名　医療法人　一颯会

所在地　山口県下関市秋根北町8-17

※医療法人整理番号	9	0	1	7	2

貸　借　対　照　表

（令和　7年　3月　31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	532,316	Ⅰ 流動負債	170,399
Ⅱ 固定資産	454,525	Ⅱ 固定負債	293,086
1 有形固定資産	331,714	（うち医療機関債）	0
2 無形固定資産	4,770	負債合計	463,486
3 その他の資産	118,039	純資産の部	
（うち保有医療機関債）	0	科目	金額
		Ⅰ 基金	11,883
		Ⅱ 積立金	511,471
		（うち代替基金）	0
		Ⅲ 評価・換算差額等	0
		純資産合計	523,355
資産合計	986,842	負債・純資産合計	986,842

（注）経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式４－２

法人名　医療法人　一颯会
所在地　山口県下関市秋根北町8-17

※医療法人整理番号	9	0	1	7	2

損　益　計　算　書

（自　令和　6年　4月　1日　　至　令和　7年　3月　31日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額
Ⅰ　事　業　損　益	
Ａ　本来業務事業損益	
１　事　業　収　益	912,730
２　事　業　費　用	700,651
本来業務事業利益	212,078
Ｂ　附帯業務事業損益	
１　事　業　収　益	0
２　事　業　費　用	0
附帯業務事業利益	0
事　業　利　益	212,079
Ⅱ　事業外収益	21,188
Ⅲ　事業外費用	1,533
経　常　利　益	231,734
Ⅳ　特　別　利　益	0
Ⅴ　特　別　損　失	0
税　引　前　当　期　純　利　益	231,734
法　人　税　等	55,882
当　期　純　利　益	175,851

（注）１．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
　　２．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式６

監　事　監　査　報　告　書

医療法人一颯会
理事長　後田　一帆　　殿

私（注１）は、医療法人一颯会の令和６会計年度（令和６年４月１日から令和７年３月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注２）の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款に準拠して、作成されているものと認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款に準拠して、作成されているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和７年５月30日
医療法人一颯会
監事　尾崎　智彦

（注１）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。
（注２）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第51条第２項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第３条に規定する重要な会計方針の記載及び第22条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。